

# 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正について

平成 22 年 6 月 9 日  
社団法人リース事業協会

## 1. 法の目的

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」）は、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制している。

## 2. 現行法

### (1) 販売業・賃貸業

放射性同位元素（機器に含まれているものを含む）を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、あらかじめ、文部科学大臣に届出が必要となる<sup>1 2</sup>（法第 4 条）。

### (2) 放射線発生装置の規制

放射線発生装置については、使用者が文部科学大臣の許可を受ける（法第 3 条）。

文部科学省においては、法令上は販売業・賃貸業の規制がないものの、放射線発生装置をリースした場合、不測の事態によりリース会社が放射線発生装置の使用により発生する放射化物品を取り扱う懸念があるとし、一定レベル以上の放射線発生装置をリースする場合にリース会社は使用の許可を取得する必要があるとの考え方を示している（平成 15 年 10 月 規制改革要望に対する回答）。

その後、放射線発生装置の使用により発生する放射化物品をリース会社が直接所持しないことが担保されているのであれば使用の許可は不要との考え方が示された（平成 17 年 6 月 規制改革要望に対する回答）。

### (3) その他規制

#### ①譲渡・譲受制限

放射性同位元素は、許可使用者、届出販売業者・賃貸業者、許可廃棄業者を除き、譲り渡し、譲り受け、貸し付け、又は借り受けてはならない（法第 29 条）。

#### ②所持の制限

放射性同位元素は、許可使用者、届出販売業者・賃貸業者、許可廃棄業者（これらの者に運搬委託を受けた者、これらの者の従業者が職務上所持する場合を含む）を除き、所持をしてはならない（法第 30 条）。

<sup>1</sup> 表示付特定認証機器の販売業・賃貸業は届出不要とされている（法第 4 条ただし書き）。

<sup>2</sup> 平成 7 年法改正で賃貸業の許可制が導入されたが、平成 17 年法改正で販売業とともに届出制に緩和された。

### 3. 法改正（関係部分）

#### （1）放射化物への規制

放射線発生装置の使用に伴って、放射線によって汚染された物（放射化物）が発生するが、その規制をガイドラインによる指導から法律上の規制とする。

具体的には、放射線発生装置の許可使用者に対して、放射性汚染物の定期確認、保管・運搬・廃棄基準の遵守を求めている。

#### （2）罰則強化

放射性廃棄物の不完全な廃棄等に対応するため罰則の強化（全般的な罰則引き上げと不法事例に対する厳罰化）が図られる。

- ・無届けの販売・賃貸

現行法 罰金 50 万円以下

⇒ 改正法 罰金 300 万円以下

- ・放射線発生装置の無許可使用

現行法 3 年以下懲役もしくは 100 万円以下の罰金

⇒ 改正法 3 年以下懲役もしくは 100 万円以下の罰金

- ・譲渡、譲受規制違反、所持規制違反

現行法 1 年以下懲役もしくは 50 万円以下の罰金

⇒ 改正法 1 年以下懲役もしくは 100 万円以下の罰金

#### （3）施行日

改正法の公布日（平成 22 年 5 月 10 日）から 2 年を超えない範囲で政令で定める日

(参考) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律【抜粋】

\_\_\_\_\_ : 改正部分

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。  
2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。  
3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。  
4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

(使用の許可)

第三条 放射性同位元素であつてその種類若しくは密封の有無に応じて政令で定める数量を超えるもの又は放射線発生装置の使用（製造（放射性同位元素を製造する場合に限る。））詰替え（放射性同位元素の詰替えをする場合に限り、廃棄のための詰替えを除く。）及び装備（放射性同位元素装備機器に放射性同位元素を装備する場合に限る。）を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器（以下この項、次条及び第三条の三において「表示付認証機器」という。）の使用をする者（当該表示付認証機器に係る第十二条の六に規定する認証条件（次条において「認証条件」という。）に従つた使用、保管及び運搬をするものに限る。）及び第十二条の五第三項に規定する表示付特定認証機器（次条及び第四条において「表示付特定認証機器」という。）の使用をする者については、この限りでない。

2 （以下略）

(販売及び賃貸の業の届出)

第四条 放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、表示付特定認証機器を業として販売し、又は賃貸する者については、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 放射性同位元素の種類
- 三 販売所又は賃貸事業所の所在地

2 前項本文の規定により販売の業の届出をした者（以下「届出販売業者」という。）又は同項本文の規定により賃貸の業の届出をした者（以下「届出賃貸業者」という。）は、同項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。  
3 届出販売業者又は届出賃貸業者は、第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(譲渡し、譲受け等の制限)

第二十九条 放射性同位元素（表示付認証機器等に装備されているものを除く。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、譲り受け、貸し付け、又は借り受けてはならない。

一～三 (略)

四 届出貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、他の届出貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受ける場合

五 (以下略)

(所持の制限)

第三十条 放射性同位元素は、法令に基づく場合又は次の各号のいずれかに該当する場合のほか、所持してはならない。

一～三 (略)

四 届出貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、他の届出貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受ける場合

五 (以下略)